

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第五百三十五号

地方自治法施行令第九十一條第二項の規定により鳥取縣條例制定請求代表者たる証明書を次のように交付した

昭和二十三年十月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

証明書交付年月日 住 所 氏 名

昭和二十三年 東伯郡上北條村 門 田 定 藏  
十月二十日 大字中江四番屋敷

明治拾九年七月廿日生

鳥取縣告示第五百三十九号

昭和二十四年度進学適性検査実施要項を次のように定める。

昭和二十三年十月二十日

昭和二十三年十月二十日  
外 水曜日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年度進学適性検査実施要項

一、昭和二十四年度新制大学及び旧制専門学校の入学志願者は本年と同様同一問題によつて全国一斉に行われる進学適性検査を受けなければならない。

尙右学校の入学資格が新制高等学校卒業程度となるから本年度受検したものも受検せねばならない。

二、検査期日

昭和二十四年一月三十一日

三、受検願書受付

受付開始 昭和二十三年十月二十日

締 切 同 十一月十五日

但し新制大学入学資格認定試験合格者の願書締切は十一月三十日とする。

四、検査場

00100

鳥取師範學校  
鳥取青年師範學校  
米子第一高等學校

入學志願校の所在如何に拘らず現住地の都道府縣監理  
委員会に受検願を提出して検査を受ける。

五、出願手續

受検者は所定様式の受検票に最近撮影の寫眞一葉を貼  
附し所要事項を記載して手数料(未定)を添え出身学  
校長に提出する。

但し志願學校は來年度新制大學切替の關係上決定し兼  
ねるので出願の際は記入せず決定次第出身學校に届出  
る。

六、本縣監理委員会の事務局は鳥取師範學校内にあり。

七、注意

詳細は監理委員会、國立學校又は最寄の新制高等學校  
に問合せること。

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十八号

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員会委員選舉  
において当選した左記の者に次のように当選証書を付与  
した。

昭和二十三年十月二十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

記

任期四年の委員

住 所 氏 名 村身月日

鳥取市東町二六八番地 三 木 順 治 十月十一日

西伯郡中浜村大字新屋四二番地 安 田 貞 榮 阿 十九日

東伯郡淺津村大字下淺津一四九番地 尾 崎 茂 阿 十五日

任期二年の委員

日野郡日野村大字舟場三三七番地ノ一 三 好 泰 三 十月十九日

00101

氣高郡鹿野町大字 南 條 重 太 郎 阿 十五日  
廣木七二番地  
八頭郡河原町大字 荻 原 治 一 郎 同 十三日  
袋河原二六二番地

正 誤

昭和二十三年十月八日鳥取縣選舉管理委員會告示の告  
示番号「第二十三号」は「第二十四号」、「第二十四  
号」は「第二十五号」、「第二十五号」は「第二十六  
号」の誤りにつき夫々訂正する。

昭和二十三年十月八日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十  
五号中鳥取縣において選舉権を有するものの総数の五十  
分の一の数「六、四七六八」は「六、六七六八」が正当  
につき訂正する。